

平成30年5月

日本学生支援機構 給付型奨学金の推薦基準

参考：日本学生支援機構の給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針（ガイドライン）（平成30年5月11日改訂）

下記1、2の両方を満たすこと。

1 経済状況による基準

以下の①②③のいずれかに該当し、生活環境などを勘案して親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められる者を校内選考候補者とする。

なお、該当者の選考にあたっては、贈与税の非課税措置が適用される直系尊属からの教育資金の一括贈与の受贈者かどうかとも考慮する。

- ① 家計支持者が市区町村民税所得割を課されていないこと。（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること）
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等で以下（注）の施設等に入所等していること。（生徒等が18歳時点で入所又はしていることが見込まれること）

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

- ・ 児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）
- ・ 児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）
- ・ 児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）
- ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）
- ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）
- ・ 里親（同法第6条の4に規定する者）

なお、上記①又は③に該当するとして高等学校から推薦された者については、日本学生支援機構において家計に係る以下の選考基準に照らして採否を決定することとなるため、学校から推薦されても採用候補者とならない場合がある。

ア 第一種奨学金の家計基準を満たすこと。（①の該当者のみ）

イ その者及び生計維持者の資産の合計額について、生計維持者が1人のときは1,250万円以下、生計維持者が2人のときは2,000万円以下であること。

2 学力および資質による基準

下記のいずれかの要件を満たしていること。

- （1）学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めていること
- （2）教科以外の学校活動等で優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めていること